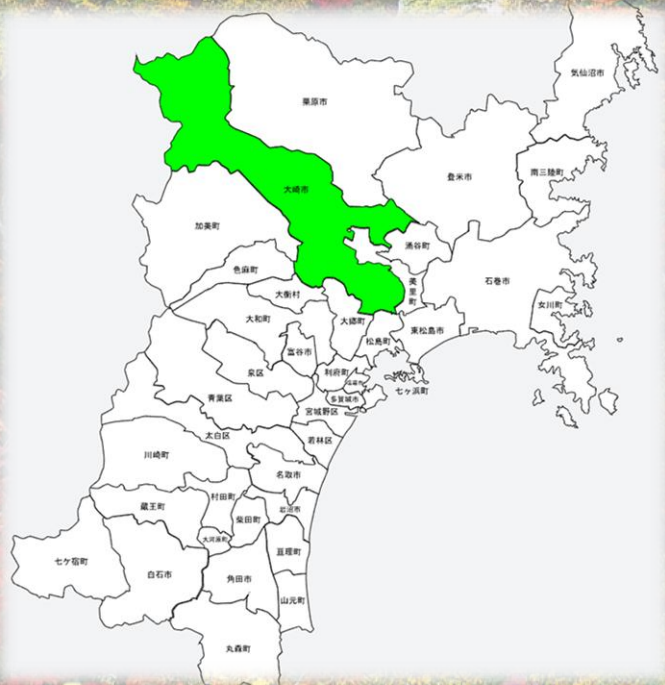
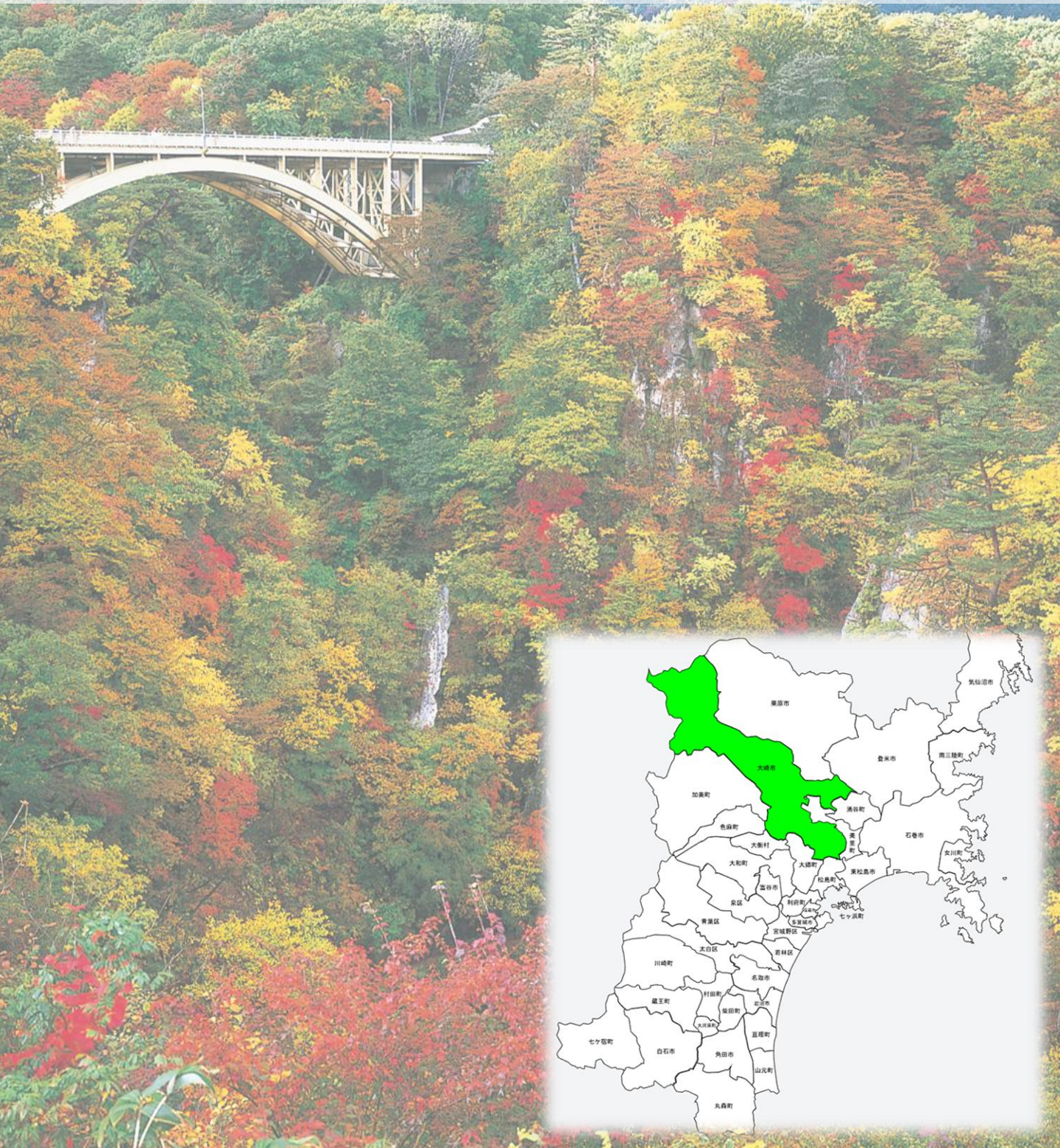


宮城県消費者行政関係資料

令和8年3月13日(金)

- 宮城県の消費生活相談体制及び相談件数等 …P1
- 啓発事業及び消費生活相談員人材確保事業等…P3
- みやぎポケットサインによるアンケート結果 …P4



宮城県の消費生活相談体制及び相談件数等

1 宮城県の消費生活相談体制

- 本県では、県消費生活センターを県庁本庁舎内(仙台市)に設置している。(消費生活相談員16名(うち主任消費生活相談員2名、指定消費生活相談員2名))

※月～金:9時から17時まで、土:9時から16時まで

国民の祝日に関する法律に規定する休日(日曜日を除く。)及び年末年始の休日を除く

- 仙台市内を除く県内4カ所の地方振興事務所と2カ所の地方振興事務所地域事務所の県民サービスセンターで、消費生活相談員(各2名)が対応している。

※月～金:9時から16時まで

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日を除く

2 年間相談件数

(単位:件)

受付機関	令和5年度			令和6年度			対前年度比		
	苦情	問合せ 要望	計	苦情	問合せ 要望	計	苦情	問合せ 要望	計
消費生活センター	4,661	568	5,229	5,200	518	5,718	111.6%	91.2%	109.4%
県民サービスセンター	814	103	917	856	124	980	105.2%	120.4%	106.9%
計	5,475	671	6,146	6,056	642	6,698	110.6%	95.7%	109.0%

(単位:件)

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
苦情	6,925	6,164	6,411	6,818	6,875	7,354	6,888	6,541	5,475	6,056
問合せ・要望	816	945	796	798	811	848	774	769	671	642
計	7,741	7,109	7,207	7,616	7,686	8,202	7,662	7,310	6,146	6,698

3 市町村支援

- 指定消費生活相談員及び県民サービスセンターの消費生活相談員による市町村が行う消費生活相談への助言や指導
- 市町村消費生活相談員の資質向上のための研修会
- アドバイザー弁護士制度による助言及び事例検討会等
- 宮城県消費生活相談員人材バンクの設置等の人材確保

啓発事業及び消費生活相談員人材確保事業等

1 啓発事業(令和7年度の主な取組)

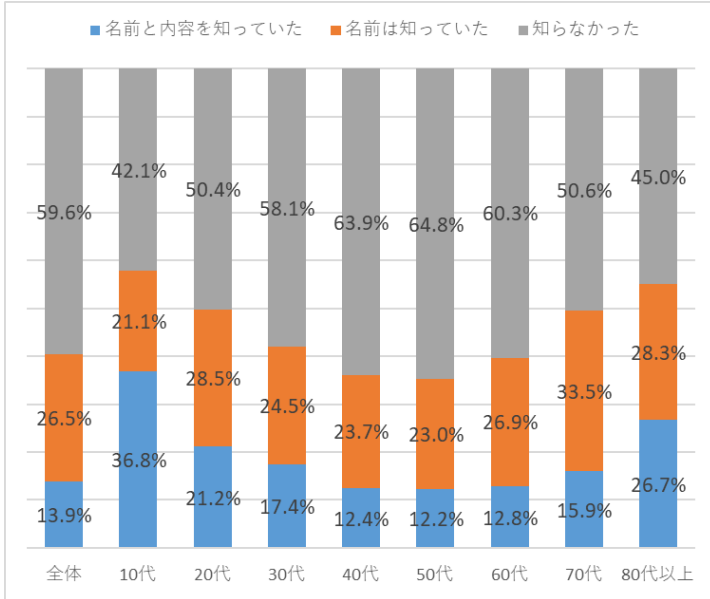
概要	主な内容
消費者トラブル未然防止	<p>① 全般 出前講座、みやぎの消費生活情報誌発行・配布 みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン(県警・新聞社と協働) メディアを活用した消費者被害対策広報 (TV・Tver・ネット広告・民間イベントへのブース出展) 楽天生命パーク宮城 宮城コマーシャルタイム 消費生活サポーター</p> <p>② 若年層向け 副読本の作成・配布(小・中(仙台市を除く。）・高校※中高は電子ブック 消費者教育講師派遣事業(弁護士講師派遣授業)</p> <p>③ 高齢者向け 石巻地区介護福祉フェスティバルでのブース出展</p>
見守りネットワーク推進	令和5年度から市町村消費者行政担当者説明会(福祉部門も含む)の実施 ※令和6年度は大崎市からの事例紹介
エシカル消費の普及啓発	エシカル消費普及啓発高校生動画コンテスト ※最優秀賞は上記楽天生命パーク宮城 宮城コマーシャルで放映予定 他課事業と連携(ゼロカーボンチャレンジ・SDGs研修会)

2 消費生活相談員人材確保事業(令和7年度開始)

概要	主な内容
消費者庁との連携	消費生活相談員担い手確保事業共同実施、対面式講座の実施、現役消費生活相談員との座談会
人材バンク	宮城県消費生活相談員人材バンクの設置(令和7年5月1日設置) ※登録者数9名(2026.2.9現在)
担い手掘起し	県政だより、みやぎポケットサイン、各種イベント、道の駅での周知 ※みやぎポケットサイン(登録者数70万人超)
認知度調査	みやぎポケットサインのアンケート機能を活用した消費生活相談員の認知度調査

みやぎポケットサインによるアンケート結果

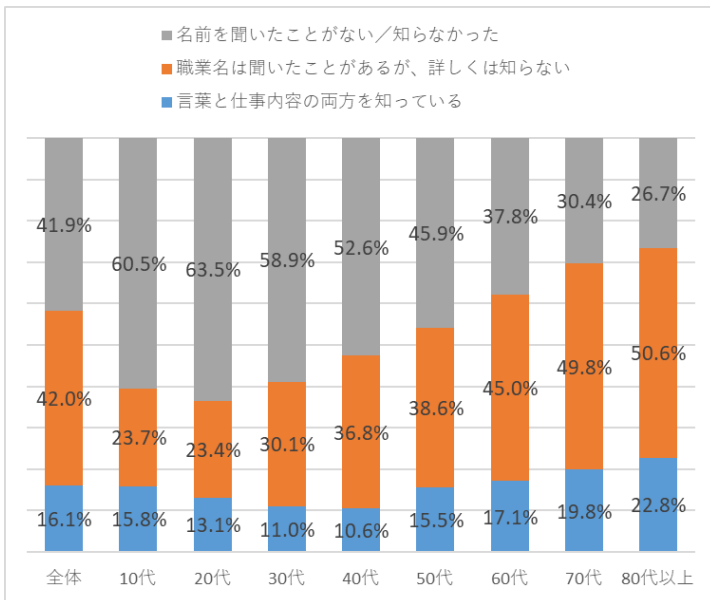
1 消費者ホットラインの認知度



n=9,763	名前と内容を知っていた	名前は知っていた	知らなかった
全体	1,353	2,592	5,818
10代	14	8	16
20代	29	39	69
30代	85	120	284
40代	155	295	796
50代	328	620	1,744
60代	407	856	1,918
70代	287	603	910
80代以上	48	51	81

- 消費者ホットライン188について「名前と内容を知っていた」又は「名前を知っていた」は、全体で**40.4%**(令和6年度調査43%)と前年より減少した。40歳代から60歳代が特に低い一方で、10代は57.9%と高い。
- 県の認知度は、全国調査(33.6%)と比較すると、**6.8%**高い。(「令和6年度消費生活意識調査(第6回)」消費者庁) https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_research.cms201_250613_01.pdf

2 消費生活相談員の認知度



n=9,763	言葉と仕事内容の両方を知っている	職業名は聞いたことがあるが、詳しくは知らない	名前を聞いたことがない/知らなかった
全体	1,571	4,104	4,088
10代	6	9	23
20代	18	32	87
30代	54	147	288
40代	132	458	656
50代	418	1,038	1,236
60代	545	1,433	1,203
70代	357	896	547
80代以上	41	91	48

- 消費生活相談員について「言葉と仕事内容の両方を知っている」又は「職業名は聞いたことがあるが、詳しくは知らない」と回答した人の割合は、**58.1%**と半数以上となっている。
- 特に50代以上は**半数以上**の認知度が高いが、10代・20代の認知度は**4割程度**となっている。